

静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会の設置について

令和5年6月5日  
循環型社会部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会循環型社会部会（以下「部会」という。）に、静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。
2. 小委員会は、循環型社会を実現するために必要な静脈産業の脱炭素型資源循環システムを構築するための具体的な施策のあり方について審議する。
3. 小委員会の決議は、中央環境審議会循環型社会部会長の同意を得て、部会の決議とすることができる。